

平成28年6月20日

関係者各位

医科学研究所長

本所倫理審査委員会内規改正による審査体制再編に伴う
倫理審査委員会等の承認済み研究課題の取扱いについて

標記の件について、平成27年3月31日付けヒトゲノム倫理審査委員会の廃止に伴い、倫理審査委員会及び治験審査委員会の承認済み課題において、ヒトゲノム倫理審査委員会の名称を記載した文書（主に説明同意文書及び同意撤回書等）を使用している場合は、倫理審査委員会委員長及び治験審査委員会委員長の了承のもと、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 倫理審査委員会及び治験審査委員会において、既に承認を受け現在実施中の研究課題でヒトゲノム倫理審査委員会の名称を記載した文書（主に説明同意文書及び同意撤回書等、以下「当該文書」という。）を使用している場合は、次のいずれかの変更措置等を行うこと。

【変更措置等】

- ①ヒトゲノム倫理審査委員会から「倫理審査委員会」に記載を変更する。
- ②ヒトゲノム倫理審査委員会の名称のまま当該文書を使用する場合は「倫理審査委員会」に読み替えることを対象者等に説明し、次回変更申請時に委員会名称を変更する。

2. 上記1. ①の変更にかかる変更申請は不要。

以上

(連絡先) 研究支援課研究推進チーム 内線：75751

TR・治験センター 内線：75462

研究倫理支援室 内線：72035